

# 保育所等利用申込みの御案内

利用希望日：令和3年1月～令和3年4月の方向け



1	保育所等を利用するには・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	2号・3号認定を受けて保育を利用する・・・・・・・・	2
3	利用申込みに必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	保育料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5	手続の一部にマイナンバーが必要になります・・・・・・・・	11
6	1号認定を受けて教育施設を利用する・・・・・・・・	12
7	その他のサービス・・・・・・・・・・・・・・・・	13
8	保育所等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	14
9	Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・	16

## 【申込み手続等の問合せ先】

小樽市福祉部 子育て支援室 こども育成課 保育係（別館4階）  
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号  
電話 0134-32-4111 内線304・428

令和2年12月28日発行

このパンフレットでは保育所等及び一部の幼稚園を利用するための方法について御案内しています。

※保育所等とは・・・保育所、認定こども園（保育部分）

※一部の幼稚園とは・・・新制度に移行した幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）

# 1 保育所等を利用するには

保育所等を利用するためには、下表の教育・保育給付認定の区分において、3つのうちいずれかの認定を受ける必要があります。（入所申込みと同時に申請ができます。）

教育・保育給付認定の区分		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども		保育を必要としない 満3歳以上の幼児	保育を必要とする 満3歳以上の幼児	保育を必要とする 満3歳未満の乳幼児
利用 できる 施設等	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	—	—
	保育所	—	○	○
	地域型保育事業	—	—	○

## ■ 申込み方法について知りたい

1号認定を受けて教育を利用 ⇒ 12ページを御覧ください。

2号・3号認定を受けて保育を利用 ⇒ 2ページを御覧ください。

■ 手続きに必要な書類について知りたい ⇒ 6ページを御覧ください。

（2号・3号認定を受けて保育を利用する場合）

■ 教育・保育給付認定と利用できる保育所等の入所決定は、別々の決定です。

教育・保育給付認定を受けた場合であっても、希望する保育所等で受入れができない場合は入所することができませんので、入所待ちとなります。

## ★ 申込期間一覧（令和2年度）※2・3号認定を受けて保育を利用する場合

入所希望月	申込み期間
5月	3月16日（月）～4月15日（水）
6月	4月16日（木）～5月15日（金）
7月	5月18日（月）～6月15日（月）
8月	6月16日（火）～7月15日（水）
9月	7月16日（木）～8月14日（金）
10月	8月17日（月）～9月15日（火）
11月	9月16日（水）～10月15日（木）
12月	10月16日（金）～11月13日（金）
1月	11月16日（月）～12月15日（火）
2月	12月16日（水）～1月15日（金）
3月	1月18日（月）～2月15日（月）

※上記の申込み期間に全ての必要書類が揃わない場合、利用調整の対象とはなりませんので御注意ください。

※郵送の場合、担当係に郵便物が届いた日を受付日としますが、書類に不備等がある場合、不備解消後の受付となります。また郵送の場合には申込期間内必着です。（消印無効）

なお、郵便事故等については一切の責任を負いかねます。

## 2 2号・3号認定を受けて保育を利用する

### (1) 申請方法

受付から入所までの流れは次のとおりです。

#### 利用申込み・認定申請受付

利用を希望する月の前々月16日から前月15日までにお申込みください。  
(15日が土・日曜日、祝日の場合はその前日まで)

新年度(4月)1次募集期間…令和3年1月5日(火)～令和3年2月15日(月)  
新年度(4月)2次募集期間…令和3年2月16日(火)～令和3年3月15日(月)

#### 利用調整

入所が決定した場合

入所が決定らなかった場合

☆・毎月25日頃(新年度(4月)入所の場合は3月10日頃)に表紙の電話番号から連絡します。申請の際に連絡が付きやすい順番に電話番号の記入をお願いします。

- ・入所日より前に、施設で面談を行います。  
(面談日は、利用調整の結果連絡の際にお伝えします。)
- ・入所日時点で、生後6か月未満のお子さんは、入所前に健康診断を受けていただきます。
- ・入所後しばらくの間は、通常よりも短時間のお預かりとなる「慣らし保育」が必要となります。(詳細は、5ページの「慣らし保育について」を御覧ください。)

- ・翌月以降も利用調整を行います。(毎月利用申込みの手続きを行っていただく必要はありませんが、現況確認(毎年6月頃)の際には再度申請手続きを行っていただく必要があります。なお、教育・保育給付認定の事由が「求職活動」の場合等は、教育・保育給付認定の有効期間が満了となる前に、再度教育・保育給付認定の申請をしていただく必要がありますので御注意ください。)
- ・世帯の状況や仕事を始めた等、状況に変更があったときは、利用調整に影響する場合がありますため、必ず届け出てください。
- ・利用を希望しなくなった場合は、必ず「取下書」を提出してください。

#### <利用調整結果のお知らせについて>

利用調整結果の通知及び電話連絡については最初の月のみ行います。翌月以降については利用調整の結果、入所が決まった場合のみ通知及び電話連絡を行います。

#### <支給認定証について>

小樽市では支給認定証は発行していません。必要な場合は、こども育成課保育係までお問合せください。

## (2) 保育の必要性の認定について

2号・3号認定を受けるには、小樽市内に住む0歳から小学校に入学するまでの子どもで、保護者のいずれもが「保育を必要とする事由（就労や疾病等）」に該当することが必要となります。

保育を必要とする事由	教育・保育給付認定の有効期間 (保育所等を利用できる期間)	保育必要量(※)	
		標準時間	短時間
① 就労 1月当たり <u>64時間以上</u> 労働することを常態とすること	小学校就学前まで	月120時間以上就労	<u>月64時間以上</u> 120時間未満就労
② 妊娠、出産 妊娠中、又は出産後間がないこと（出産前後各8週の期間内） ※多胎児の場合出産前後各14週の期間内	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	○	—
③ 保護者の疾病、障がい 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること	小学校就学前まで	○	—
④ 同居親族の介護 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること		月120時間以上介護	<u>月64時間以上</u> 120時間未満介護
⑤ 災害復旧 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること		○	—
⑥ 求職活動 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること	入所日から90日を経過する日が属する月の末日まで	—	○
⑦ 就学 就学中の場合（職業訓練学校等における職業訓練を含む）	卒業予定日（修了予定日）が属する月の末日まで	月120時間以上就学	<u>月64時間以上</u> 120時間未満就学
⑧ 虐待やDVのおそれがあること	小学校就学前まで	○	—
⑨ 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	育児休業の対象となる子どもの1歳の誕生日の前日まで	—	○
⑩ 前各号に類する状態として市が認める場合	原則として、小学校就学前まで	状況に応じて認定	

## 保育必要量とは？

保育の必要性に応じ「保育標準時間」と「保育短時間」いずれかの保育必要量の認定を受けることになります。認定内容により保育所等を利用できる時間が下記のとおり異なります。

■保育標準時間：保育が必要な範囲内で、1日**最大11時間まで**利用可能

■保育短時間：保育が必要な範囲内で、1日**最大8時間まで**利用可能（8：30～16：30）

- ・なお、保護者が2人（例：父母）いる場合、2人とも「保育標準時間」の事由を満たしている場合に「保育標準時間」として認定されます。（保護者の一方が「保育短時間」の事由にしか該当しない場合、「保育短時間」として認定されます。）
- ・「保育標準時間」の事由を満たしていても、「保育短時間」での御利用を希望する場合、「保育短時間」の認定を受けることができますのでお申出ください。
- ・「保育短時間」の事由しか該当しない場合であっても、仕事のシフトでお迎えが間に合わない等の特別な事情により「保育標準時間」を希望する場合、保育係へ御相談ください。
- ・「保育短時間」の認定を受けている方が、「保育短時間」の時間帯以外で利用した場合は延長保育を実施することとなり、別途料金が発生します。

## （3）利用調整とは

保育所等の利用を希望する方の家庭の状況や保護者の就労状況等により、優先順位を付け、保育所等の利用について調整を行います。

### 利用希望施設の追加・変更について

申込後の希望施設の追加・変更については、窓口又はお電話にて受付しています。

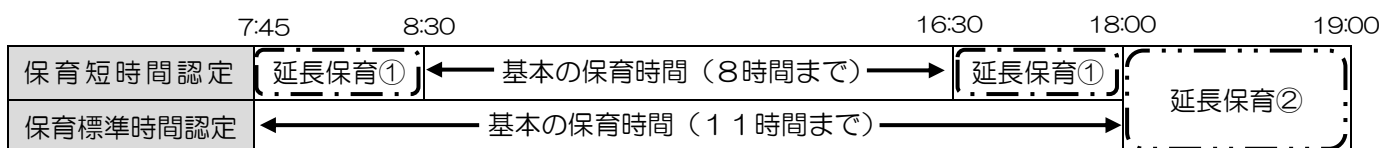
ただし、毎月15日を過ぎると次の利用調整を開始するため、希望施設の追加・変更が出来なくなります。追加・変更を希望する場合には毎月15日まで（15日が土・日曜日、祝日の場合はその前日まで）に御連絡ください。

受付時間：平日 午前8時50分～午後5時20分 ☎：32-4111 内線304・428

## （4）延長保育

保育の必要量に応じて延長保育を利用することができます。利用手続については、各保育所等に直接お問合せください。

（例）【開所時間 7：45～19：00 保育短時間8：30～16：30の場合】



#### ■利用料（延長保育①）

- ・子ども1人当たり前後各1回100円

（1か月の上限額：「保育標準時間」と「保育短時間」の月額保育料の差額）

※月額保育料が0円の場合、延長保育利用料も0円です。

#### ■利用料（延長保育②）

- ・子ども1人当たり1回150円  
（1か月の上限額：3,000円）



## (5) その他利用に当たっての注意点

### ■慣らし保育について

子どもが保育所等での生活に順応するため、入所後しばらくの間は、保育時間を徐々に増やす「慣らし保育」が必要となります。「慣らし保育」の期間は、平均して1～3週間程度ですが、子どもの状態によっては3週間以上かかる場合もあります。

なお、育児休業明けや就労内定で申込みされる場合、慣らし保育期間を含め育児休業明け仕事復帰日又は就労開始予定日の3週間前から保育所等の利用を希望できます。

### ■認定こども園について

認定こども園については、市への申込み前に直接施設へ連絡し、必ず御見学された上で費用負担等について御確認いただきますようお願いいたします。

### ■産休・育児休業明けの利用申込みについて

新規申込みの場合、利用開始日は職場復帰日に基づき決定します。また、保育所等への入所が決定次第、育児休業を短縮して復帰する場合、就労証明書への記載が必要になります。詳しくはこども育成課保育係までお問合せください。

### ■保育短時間の認定を受けた子どもの利用時間

保育短時間の認定を受けた子どもが利用可能な時間帯は、8:30～16:30の範囲内です。

残業や緊急の場合などで、8:30～16:30の時間帯以外で保育所等を利用した場合は、子ども1人当たり前後各1回100円の延長保育料が発生します。（1か月の上限は、保育標準時間と保育短時間の月額保育料の差額です。）

さらに18:00～19:00の延長保育も利用した場合は、別途延長保育料が発生します。

### ■保育を必要とする事由の消滅及び無断欠席について

保育を必要とする事由が消滅した場合や、無断で10日以上欠席した場合等は、教育・保育給付認定の有効期間内であっても保育所等を退所していただくことがあります。

### ■現況届

入所が決定し保育所等を利用している場合、毎年6月頃に認定状況等の確認のため現況届及び保育を必要とする事由を証明するための書類等の提出が必要です。

### ■年度途中で3歳になった場合

3号認定の教育・保育給付認定の有効期間は、最大で「満3歳に達する日の前日まで」となりますが、保育を必要とする事由に変更がない場合は、市から新しい教育・保育給付認定通知書（2号認定）を交付しますので、改めての申請手続は不要です。

### ■広域利用について

保護者の居住する市町村と利用を希望する保育所等の所在地市町村が異なる場合、広域利用となり、市町村間での協議により利用の可否を決定します。住民登録のある市町村で申込みを行ってください。

### 3 利用申込みに必要な書類

#### (1) 新規利用申込みの場合

利用申込みに必要な書類は下記の書類が必要です。（書類はこども育成課窓口で配布しております）

□1 教育・保育給付認定申請書兼現況届

□2 保育所等利用申込書

（1及び2の書類は【利用を希望する子ども1人につき、1枚ずつ必要】です。）

□3 保育を必要とする事由を証明するための書類

下表①～⑩の該当する事由に係る必要書類を提出してください。

※18歳以上65歳未満の同居の親族等が「保育を必要とする事由」に該当する場合は、必要書類を提出してください。（御提出がない場合は、利用調整の優先度が低くなります。）

保育を必要とする事由		必要書類	証明又は記入者
① 就労	会社勤務、自営業（法人）、内職	就労証明書	勤務先
	自営業（個人）	自家営業申立書 及び 民生委員の確認報告書	自家営業申立書→本人 民生委員の確認報告書→民生委員
② 妊娠、出産		母子手帳のコピー（表紙と出産予定日（出生証明書）が記載されたページ）	—
③ 保護者の疾病、障がい		医師の診断書（生活保護受給者は入院通院申立書）、障がい者手帳等のコピー	医師の診断書→医療機関 ※自宅での保育が困難である旨の記載が必要。 入院通院申立書→本人
④ 同居親族の介護		病人看護状況申立書 及び 民生委員の確認報告書	病人看護状況申立書→本人 民生委員の確認報告書→民生委員
⑤ 災害復旧		り災証明書	災害によって発行場所が異なります。詳しくはこども育成課にお問合せください。
⑥ 求職活動		求職申立書	本人
⑦ 就学		在学証明書又は学生証のコピー 及び 時間割のコピー	在学証明書→学校等
⑧ 虐待やDVのおそれがあること		状況によって必要書類が異なります。詳しくはこども育成課にお問合せください。	—
⑨ 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること			
⑩ 前各号に類する状態として市が認める場合			

□4 利用者負担額（保育料）を決定するための書類

世帯の状況が下表に当てはまる場合は、必要書類を提出してください。

対象者	状況	必要書類
保護者及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）※ <sub>1</sub>	令和2年1月2日以降に小樽市へ転入	令和2年度（令和元年分）市町村民税所得・課税証明書※ <sub>1</sub> 令和2年1月1日時点で住民登録があった市町村で発行されます。※ <sub>2</sub>
	令和2年度市町村民税が未申告	令和2年度市市民税・道民税申告書（控） ※令和2年1月1日時点で住民登録のあった市町村へ申告し、受付印が押された申告書の控が必要です。
	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書
保護者及び同居の親族	障がい者	障がい者手帳等のコピー
同一世帯の兄弟	幼稚園等に在園 ※ <sub>3</sub> ※ <sub>4</sub>	在園証明書

- ※1 児童の属する世帯の生計が、保護者の収入ではなく、児童と生計を一にしている祖父母等の扶養義務者の収入により成り立っていると認められる場合は、保護者以外の扶養義務者を「家計の主宰者」と認定し、保育料算定の際に市町村民税額を合算します。詳しくは8ページの「(1) 保育料の計算について」を御覧ください。
- ※2 **マイナンバー(個人番号)の確認ができる場合は、所得・課税証明書の提出は不要**です。マイナンバーについては11ページを御覧ください。
- ※3 「幼稚園等に在園」とは幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校の幼稚部、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用していることをいいます。
- ※4 小樽市内の幼稚園及び認定こども園に在園しているときは提出不要です。

## (2) 利用申込み後、申込内容に変更があった場合

保育所等を利用している期間（保育所等への入所待ちの期間を含む）に下記の変更が生じた場合は、速やかに教育・保育給付認定の変更申請を行ってください。変更後の状況によって、保育料や教育・保育給付認定の内容が変更になる場合があります。

必要書類は保育所等又はこども育成課窓口にて備えてあります。

※ 変更がない場合についても、毎年6月頃に現状確認のため現況届で世帯状況等を確認させていただくとともに「保育を必要とする事由を証明するための書類」（2号・3号認定のみ）についても再提出をお願いしております。

※ 正当な理由がなく変更申請を行わない場合は、教育・保育給付認定を取り消しますので、御注意ください。

変更内容	必要書類
1 就職・退職・勤務時間等の変更 (教育・保育認定の変更を伴うもの)	<input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼変更届 <input type="checkbox"/> 変更後の状況に応じ、6ページ記載の保育を必要とする事由を証明するための書類（1号認定の場合は添付不要）
2 市外転出	<input type="checkbox"/> 退所届 ※市外転出の場合、原則退所となります。転出後も利用を希望される場合は、事前にこども育成課まで御相談ください。
3 市内転居	<input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼変更届
4 婚姻	<input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼変更届 <input type="checkbox"/> 婚姻した相手の6ページ記載の保育を必要とする事由を証明するための書類（1号認定の場合は添付不要） ※小樽市に課税情報が無い場合、婚姻した相手の所得・課税証明書又はマイナンバーが必要となる場合があります。
5 離婚（離婚調停中を含む）	<input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼変更届 <input type="checkbox"/> 離婚後の戸籍「全部事項証明書」 <input type="checkbox"/> 離婚調停中の場合、事件係属証明書など ※父母が離婚前提で別居した場合にも、書類が必要な場合があります。詳しくはこども育成課保育係までお問合せください。
6 世帯構成が変わった	<input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼変更届 ※祖父母等を家計の主宰者と判断し課税額を合算する場合、小樽市に課税情報が無い方の所得・課税証明書又はマイナンバーが必要となる場合があります。
7 障害等の認定を受けた	<input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼変更届 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
8 生活保護の開始・廃止	<input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼変更届
9 氏名変更	<input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼変更届
10 兄弟が幼稚園等を入退園したとき	<input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼変更届 <input type="checkbox"/> 在園証明書等
11 令和2年度の市町村民税額変更	<input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼変更届 <input type="checkbox"/> 確定申告書又は市民税・道民税申告書の控

※ 4、5、11については、原則こども育成課保育係窓口にて手続きをお願いします。

※ 印鑑は必ずお持ちください。



## 4 保育料（3歳未満児）

### （1）保育料の算定方法について

保育料は市町村民税の課税状況で決定し、算定に用いる課税年度は毎年9月に更新します。

<令和2年度>

【4月】

【9月】

【3月】

平成31年度市町村民税に基づく保育料

令和2年度市町村民税に基づく保育料

※平成31年度市町村民税：平成30年1月～12月までの収入等に基づき決定されます。

※令和2年度市町村民税：平成31年1月～令和元年12月までの収入等に基づき決定されます。

- 保育料は保護者及び保護者と同居している扶養義務者（子どもから見た民法上の扶養義務者であって家計の主宰者である場合に限る）の課税額の合計額に応じて決定します。



祖父母等と同居しているのですが、祖父母等の収入も保育料に影響しますか？

次の場合に、祖父母等の扶養義務者を家計の主宰者と見なし、祖父母等の課税額も合算して保育料を計算します。

条件1 保護者の収入が一定基準額に満たない場合

かつ

条件2 同居者に子どもの扶養義務者がいる場合



祖父母等の扶養義務者の課税額も合算して保育料を決定

※家計の主宰者判定基準は、老齢基礎年金の金額を基に設定しています。

- 確定申告等により市町村民税額に変更があった場合、こども育成課保育係まで御連絡ください。
- 国外から転入された方で、市町村民税の情報がない場合、上記対象期間の収入等が分かる書類を提出してください。収入等を証明できる書類が用意できない場合には、こども育成課保育係まで御相談ください。
- 年度の初日の前日時点で3歳になった場合は、4月以降の保育料が変更となります。そのため年度の途中で満3歳となった場合は、同一年度内は「3歳未満児」の保育料となります。
- 税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等）は、保育料決定の際は適用されません。

## 保育料金額表 ※3歳児以上児の保育料は0円

各月初日の3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料月額（単位：円）		
階層区分	定義	標準時間認定 保護者	短時間認定 保護者	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0 0 0	0 0 0	
B1	A階層を除き、要保護者等で当該年度分（4月から8月まで）にあっては前年度分の市町村民税非課税世帯	0 0 0	0 0 0	
B2	A階層及びB1階層を除き、当該年度分（4月から8月まで）にあっては前年度分の市町村民税非課税世帯	0 0 0	0 0 0	
C1	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割合算額が次の区分に該当する世帯	非課税（均等割課税）	11,200 3,200 0	11,000 3,100 0
C2		48,600円未満	14,500 4,300 0	14,200 4,200 0
D1		48,600円以上56,000円未満	18,200 5,450 0	17,800 5,350 0
D2		56,000円以上71,100円未満	23,500 7,050 0	23,100 6,950 0
D3		71,100円以上97,000円未満	28,800 8,600 0	28,300 8,500 0
D4		97,000円以上122,100円未満	35,600 0	34,900 0
D5		122,100円以上146,100円未満	39,500 0	38,800 0
D6		146,100円以上169,000円未満	43,500 0	42,700 0
D7		169,000円以上207,500円未満	48,900 24,450	48,000 24,000
D8		207,500円以上261,600円未満	54,100 27,050	53,100 26,550
D9		261,600円以上301,000円未満	59,300 29,650	58,200 29,100
D10		301,000円以上336,600円未満	64,800 32,400	63,600 31,800
D11	336,600円以上374,100円未満	70,300 35,150	69,100 34,550	
D12	374,100円以上	75,800 37,900	74,500 37,250	

※認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用する小学校就学前の児童が同一世帯に2人以上いる場合、これらの児童のうち入所児童が年齢の高い順から1人目であるときは上段の金額、2人目であるときは下段の金額、3人目以降は無料となります。（ただし、市町村民税の所得割額が57,700円未満の世帯（ひとり親世帯等の場合は77,101円未満）は、生計を一にする兄弟姉妹等（年齢制限なし）がいる場合で、入所児童が2人目であるときは下段の金額、3人目以降は無料（ひとり親世帯等の場合は1人目は階層表の中段の金額、2人目以降は無料）となるほか、市町村民税の所得割額が169,000円未満の世帯は、生計を一にする兄弟姉妹等（年齢制限なし）がいる場合で、入所児童が3歳未満児かつ2人目以降の場合は無料となり、同一世帯に子どもが3人以上いる世帯は、世帯の収入や子どもの年齢に関わらず、同一世帯の中で第3子以降の子どもの保育料が無料となります。）

※この表における「所得割」は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等）を差し引く前であり、また、婚姻歴がないひとり親世帯については、寡婦（夫）控除をみなし適用した後の所得割となります。

## 保育料の納入について

認可保育所（市立保育所及び民間保育所）の保育料は、口座振替での納入となります。振替日は、各月の末日（月末が土日祝日の場合は、翌営業日）です。

認定こども園の保育料は、園に直接納めていただきます。

欠席日数にかかわらず、保育所等に在籍している場合、保育料を全額納入していただきます。

月の途中で入所又は退所される場合には、保育料は日割計算となります。

保育料等の納入がない場合、督促状や催告状の送付のほか、財産の調査（金融機関や勤務先への照会など）を実施して財産差押えの処分を行うことがあります。期日までの納入が難しい場合は必ず下記担当まで御連絡をお願いします。

！ 平日 午前8時50分～午後5時20分まで ☎：32-4111 内線458 収納担当 ！

## 副食費の納入について

納入方法については施設によって異なりますので、入所時に直接御確認ください。

## 保育料の無償化について

令和元年10月から、3歳から5歳まで（小学校就学前まで）のすべての子どもの保育所、認定こども園、幼稚園等の保育料が無償化されました（0歳から2歳までの子どもは、市町村民税非課税世帯で保育の必要性があると認定された場合、無償化の対象となります）。

保育所及び認定こども園（保育部分）については、3歳を迎えた後の最初の4月1日から無償化の対象となります。

実費徴収費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は無償化の対象外です。

## 副食費についての取扱いについて

令和元年9月までは3歳児から5歳児までの子どもの主食費（ご飯やパン等）は保育料と別に実費負担（各自持参とする園もあります）とし、副食費は保育料に含まれる扱いとなっていました。

令和元年10月からの保育料の無償化後は、副食費についても実費負担となったため、直接、保育所等に副食費をお支払いいただきます。なお、副食費の金額は各保育所等によって異なるため、各保育所等へお問合せください。

ただし、無償化にあたり①年収360万円未満相当世帯の子ども②収入に関わらず第3子以降の子どもに関しては副食費が免除となり、該当者には「免除通知」が送付されます。

（2・3号認定の第3子の考え方：小学校入学前の年長者から数えて3番目の子ども）

0歳児から2歳児の副食費については、これまでどおり保育料に含む扱いとなります。

## 保育料の減免制度について

失業や著しい世帯収入の低下、病気、災害等のやむを得ない理由により保育料の納入が困難な場合には、減免制度がありますので御相談ください。

申請は減免を受けようとする月の納入期限の10日前までとなります。

## 5 手続の一部にマイナンバーが必要になります

### (1) マイナンバーが必要になる手続

新規で保育所、認定こども園及び幼稚園（新制度に移行した幼稚園）を利用する場合の教育・保育給付認定手続及び認定変更手続時

### (2) 必要な書類

手続の際に、次に掲げる書類を提示してください。

#### ■個人番号カードを持っている場合

- ・個人番号カード

#### ■個人番号カードを持っていない場合

- ・個人番号が記載された住民票の写し
- ・本人確認を行うため、次に掲げる書類のいずれか

- ・1点の提示でよいもの（顔写真付きのもの）  
運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって写真の表示等の措置が施され氏名・生年月日・住所が記載されているもの
- ・2点の提示が必要なもの（顔写真付き以外のもの）  
健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって氏名・生年月日・住所が記載されているもの

### < マイナンバー（個人番号）について >

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、教育・保育給付認定に係る手続きには、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

ただし、マイナンバー（個人番号）の通知カードが見当たらない場合やマイナンバーカード（個人番号カード）を取得していない場合など、マイナンバー（個人番号）を記載せずに、個人番号欄を空欄で提出される場合でも、申請書は受理いたします。ただし、保護者（又は家計の主宰者）の当該年の1月1日現在の住所が小樽市外の場合で、かつ課税情報を確認する必要がある場合は、代わりに所得課税証明書を紙媒体で添付していただく必要があります。

マイナンバー（個人番号）を記載した申請書を提出する際は、番号確認書類（教育・保育給付認定保護者分のみ）、身元確認書類（代理人の場合は代理人のもの）、委任欄の記載（代理人が提出する場合のみ）が必要です。

#### ※教育・保育給付認定保護者以外の方が提出する場合

教育・保育給付認定保護者がお父様で申請書を提出するのがお母様の場合など、教育・保育給付認定保護者以外の方（以下、代理人といいます。）がマイナンバー（個人番号）を記載した申請書を提出する場合は、委任欄の記載が必要となります。また、この場合、教育・保育給付認定保護者ではなく代理人の身元確認を行いますので、代理人の身元確認書類を提示してください。

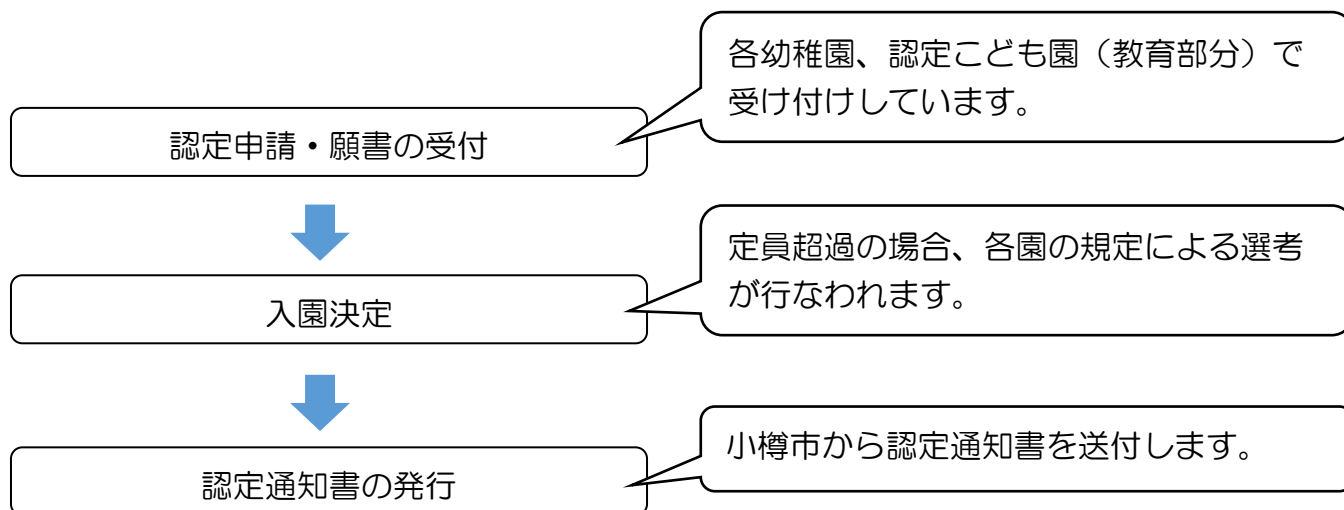
なお、マイナンバー（個人番号）を記載していない申請書の場合は、委任欄の記載及び代理人の身元確認書類の提示は必要ありません。

## 6 1号認定を受けて教育施設を利用する

### (1) 申請方法

受付から利用までの流れは次のとおりです。

※新制度に移行していない幼稚園を利用する場合、1号認定を受ける必要はありません。  
(幼稚園については15ページを御覧ください。)



■幼稚園の利用時間は教育時間（概ね午前9時～午後2時）とその後の預かり保育等に分けられます。教育時間の利用料は無料です。預かり保育等の利用料については各園に直接お問い合わせください。

■1号認定を受けて、幼稚園の教育時間＋預かり保育事業を利用する場合、預かり保育も無償化の対象となるためには、別途新2号・新3号の認定を受ける必要があります。通っている幼稚園、認定こども園を通して申請を行ってください。

■幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）については、学校教育法上、満3歳（3歳になった日）から入園できるとされていることなどから、満3歳になった日から無償化の対象となります。

ただし、幼稚園の預かり保育事業については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、満3歳となった翌年度（4月）からが無償化の対象となります。



## 7 その他のサービス

### (1) 休日保育

日曜日や祝祭日に保護者の仕事などのため、子どもの保育が困難な方を対象にして休日保育を実施しています。希望する場合には、直接施設へお問合せください。

※1号認定を受けている子どもは対象外です。

- 実施施設：中央保育所（住所：堺町2-9 ☎29-3154）
- 対象年齢：1歳以上（離乳食を完了していること）～小学校就学前の子ども  
（2号・3号認定を受けて、認可の保育所等を利用していること）
- 利用時間：7：45～18：00
- 利用料：無料

### (2) 一時預かり（一般型）

保護者の緊急事態やリフレッシュに対応するため、一時的に子どもを預けることができる一時預かり（一般型）を実施しています。希望する場合には、直接施設へお問合せください。

- 実施施設：日赤保育所（住所：緑1-9-9 ☎22-5223）  
ゆりかご保育園（住所：入船5-24-12 ☎25-8998）  
あおぞら保育園（住所：勝納町16-13 ☎26-6226）
- 対象年齢：1歳以上～小学校就学前の子ども  
（保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していないこと）
- 利用時間：1日当たり8時間（1か月15日まで）
- 利用料：3歳未満児1,950円／1回  
3歳以上児1,550円／1回

### (3) 病児保育

病気により集団生活が困難な子どもで、保護者の仕事等により家庭で保育できない場合に専用施設で子どもを預かる病児保育を実施しています。利用前に事前登録が必要になります。

- 実施施設：病児保育施設 たつのこルーム（住所：稲穂3-22-11 ☎23-7876）  
認定こども園いなほ幼稚園隣接
- 対象年齢：1歳6か月～小学校3年生  
（保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設及び小学校等に通っていること）
- 利用時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00
- 利用人数：1日3名まで
- 利用料：2,000円／1日
- 食事・おやつ代：300円／1日

※住民税非課税世帯及び生活保護世帯の場合、利用料等の免除制度があります。詳しくはこども育成課保育係までお問合せください。

## 8 保育所等一覧

### (1) 認可保育所・認定こども園

地区	種類 ※1	施設名※2	住所	電話番号	定員 ※4	対象 年齢※3	開所 時間	閉所 時間	特別保育 事業等※5
塩谷地区	保	福) 蘭島保育園	蘭島 1-3-27	64-2567	20	0歳～	7:45	18:00	
	認	福) あかつき保育園	塩谷 1-25-20	26-0618	20 (5)	0歳～	7:30	18:00	
長橋地区	認	学) 小樽杉の子幼稚園	幸 4-25-14	27-3898	20 (100)	1歳6 か月～	8:00	18:00	
	保	福) 龍徳幼稚園	木野 1-19-6	26-2905	40	0歳～	7:30	18:00	
	保	福) 相愛保育所	長橋 1-2-20	32-7564	50	0歳～	7:45	18:00	
高島地区	保	市) 赤岩保育所(★)	赤岩 2-21-1	22-9536	100	0歳～	7:45	19:00	延
手宮地区	保	市) 手宮保育所	梅ヶ枝町 3-23	23-1810	85	0歳～	7:45	18:00	
	認	学) 手宮幼稚園	梅ヶ枝町 11-12	22-0067	15 (35)	満3歳～	8:00	18:00	
中央地区	認	学) いなほ幼稚園	稲穂 4-11-2	23-7876	40 (80)	6か月～	7:30	18:00	病
	保	福) 中央保育所	堺町 2-9	29-3154	120	0歳～	7:20	19:00	延、休
	保	福) 愛育保育園	花園 4-3-14	33-5858	70	0歳～	7:30	19:00	延
	保	福) 杉の子保育園	入船 1-5-16	32-1223	40	0歳～	7:45	18:00	
山手地区	保	日赤) 日赤保育所	緑 1-9-9	22-5223	90	0歳～	7:45	18:00	一時
	保	市) 最上保育所	最上 2-9-10	22-2770	40	6か月～	7:45	18:00	
	認	学) 小樽オリーブ幼稚園	松ヶ枝 1-9-5	23-7890	5 (35)	満3歳～	7:30	18:00	土閉
	保	福) ゆりかご保育園	入船 5-24-12	25-8898	60	0歳～	7:45	18:00	一時
南小樽地区	保	市) 奥沢保育所(★)	奥沢 3-22-1	22-4641	75	0歳～	7:45	19:00	延
	保	福) 龍徳保育園	真栄 1-3-8	25-3073	70	0歳～	7:30	18:00	
	保	福) あおぞら保育園	勝納町 16-13	26-6226	90	0歳～	7:30	19:00	延、一時
	保	宗) 若竹保育所	若竹町 5-2	22-6539	30	0歳～	7:30	18:00	
朝里地区	認	福) さくら保育園	桜 1-4-13	54-2119	60 (15)	2歳～	7:00	19:00	延
	保	福) さくら乳児保育園	桜 1-4-30	51-5557	40	0～2歳	7:00	19:00	延
	認	学) さくら幼稚園	桜 1-5-1	54-6106	40 (60)	2歳～	7:30	19:00	延
	保	福) 新光保育園	新光 1-33-7	54-8145	90	0歳～	7:30	19:00	延
銭函地区	認	特非) かもめ保育園	張碓町 558-1	62-1284	71 (6)	0歳～	7:20	19:00	延
	認	学) 桂岡幼稚園	桂岡町 5-16	62-4138	45 (130)	0歳～	7:30	19:00	延
	保	市) 銭函保育所(★)	銭函 2-23-13	62-2890	80	0歳～	7:45	19:00	延

※1 「保」：認可保育所 「認」：認定こども園 「幼」：幼稚園

※2 「市」：市立 「福」：社会福祉法人 「学」：学校法人 「宗」：宗教法人 「日赤」：日本赤十字社  
「特非」：特定非営利活動法人

※3 「0歳～」：生後57日目から

※4 ( )内は1号認定の定員

※5 「延」：延長保育 「一時」：一時預かり(一般型) 「休」：休日保育 「病」：病児保育  
「土閉」：土曜日閉園

★マークの保育所には、地域子育て支援センターが併設されています。

☆「さくら保育園」と「さくら乳児保育園」は月齢により利用できる施設が異なります。

必ず施設を見学し、どちらの施設を利用できるか確認の上でお申込ください。

## (2) 幼稚園（新制度に移行した幼稚園）

下記の幼稚園の利用を希望される場合、1号認定を受ける必要があります。

詳細については12ページを御覧ください。

地区	種類	施設名※2	住所	電話番号	定員※4	対象年齢
山手地区	幼	学) 小樽中央幼稚園	富岡 1-4-13	22-3842	(60)	満3歳～
	幼	学) ロース幼稚園	富岡 1-8-2	22-1406	(60)	満3歳～
	幼	学) 小樽藤幼稚園	富岡 1-21-12	23-3834	(90)	満3歳～
南小樽	幼	学) 小樽幼稚園	若松 1-4-17	22-6536	(80)	満3歳～

## (3) 幼稚園（新制度に移行していない幼稚園）

下記の幼稚園の利用を希望される場合、1号認定を受ける必要はありません。

申込については、直接幼稚園にお問合せください。

地区	種類	施設名※2	住所	電話番号	定員	対象年齢
長橋	幼	学) 長橋幼稚園	長橋 3-13-9	22-7255	100	満3歳～
山手	幼	学) まや幼稚園	緑 1-23-8	32-5449	120	満3歳～
南小樽	幼	学) 小樽高田幼稚園	住ノ江 2-3-11	25-0907	120	満3歳～
朝里	幼	学) 朝里幼稚園	新光 1-3-10	54-8003	210	満3歳～

## (4) 認可外保育施設等 申込については、直接施設にお問合せください。

### 認可外保育施設

地区	施設名	住所	電話番号	定員	対象年齢	特別保育事業等
山手	小樽藤保育所	富岡 1-21-12	23-3834	12	満2歳～	延長保育
南小樽	キッズルーム アップルいりふね	入船 4-30-24	65-7154	12	2か月～	乳児保育(生後2か月から)、延長保育、一時的保育
朝里	青い鳥保育園	潮見台 1-5-29	24-1655	27	6か月～	プライベート預かり(一時的保育や時間単位での預かり)
	にしだ靖江	桜 2-15-3	090-6265-2351	3	3ヶ月～	乳児保育(生後3か月から)、一時的保育、病児保育
銭函	ベビーシッター しゃぼんだま	星野町 15-6	080-5585-0891	5	0歳～	

※このほかの認可外保育施設としては、各病院の職員の子どもを受け入れる院内保育施設などがあります。

### 企業主導型保育施設

地区	施設名	住所	電話番号	定員	対象年齢	特別保育事業等
山手	キッズルームアップル はなぞの	花園 5-6-17	65-7151	30	2か月～	延長保育、病児保育
南小樽	ウイングベイ小樽すこ やか保育園	築港 11-5	61-1631	29	5か月～	一時預かり
朝里	ココラソ保育園	桜 2-1-27	54-7459	10	5か月～	一時的保育
銭函	OrangeSTAR 銭函保育園	春香町 328-2	62-0770	20	2か月～	病後児保育、体調不良児保育
	OrangeSTAR 銭函保育園 本園	春香町 360-2	61-1774	48	2歳～	病後児保育、体調不良児保育

※企業主導型保育施設とは企業が運営する認可外の保育施設です。従業員対象の保育施設ですが、地域枠が設けられている場合は地域のお子さんも利用できます。

企業主導型保育施設については地域の子どもの受入れが可能な施設のみを掲載しています。

## 9 Q & A

### Q 1 希望する施設は見学した方がよいですか？

A 1 お子さんがこれから毎日通う施設となりますので、施設の場所や保育内容等を知っていただくために、事前に見学されるようお勧めしております。

見学を希望される場合は、施設に直接お電話の上、日時等を御相談ください。

### Q 2 「保育所等利用申込書」の提出が早い順番に、優先的に入所できますか？

A 2 利用調整（選考）の優先度は、申込書が提出された順番ではなく、保育を必要とする順番（世帯の就労状況や家族構成等）によって決まりますので、申込みの早い順番に入所できるということはありません。

また、受付期間（利用を希望する月の前々月16日から前月15日まで）よりも前に申込みをすることはできませんので、御注意ください。

### Q 3 今すぐ利用できる施設はありますか？

A 3 希望する施設が、現在入所待ちのお子さんがない状況であっても、必ず入所できるとは限りません。毎月15日の締切り時点での申込み人数や施設の職員配置などを基に利用調整（選考）することになります。

また、入所の日は原則として入所を希望する月の1日です。

### Q 4 転所（保育所等の変更）の手続きはどうすればよいですか？

A 4 新規の利用申込み手続きと同様に、「保育所等利用申込書」を御提出いただき、利用調整（選考）によ

って、転所できるかどうか決定されます。転所ができた場合、新たに慣らし保育が必要となりますので、御了承ください。

### Q 5 第2希望の保育所等に入所が決まりましたが、第1希望の保育所等に移れますか？

A 5 Q4のように転所の手続きが必要です。利用調整の結果第1希望に入所できず、第2希望で入所可能となった場合、利用できるのは第2希望の保育所等になります。

### Q 6 育児休業明けで8月1日から職場復帰します。いつ申込みをすればよいですか？

A 6 職場復帰の日である8月1日からの利用を希望する場合は、6月16日から7月15日までの受付期間に申込みをする必要があります。ただし、初めの3週間程度は「慣らし保育」の期間となり、短時間でのお預かりとなるため、職場での勤務に支障が出る場合などは、復帰日の3週間前からの利用を希望することができます。

職場復帰の日の3週間前である7月11日からの利用を希望する場合は、5月18日から6月15日までの受付期間に申込みをする必要があります。

Q 7 求職活動を理由に5月1日からの利用希望で申込みをしましたが、入所できませんでした。教育・保育給付認定の有効期間は5月1日から7月31日までとなっていますが、8月以降も保育所の利用希望をするには、どうしたらいいですか？

A 7 教育・保育給付認定の有効期間が過ぎると、利用調整を受けることができなくなるので、8月の利用調整を受けるためには、6月16日から7月15日までの受付期間内に再度教育・保育給付認定の申請をしていただく必要があります。

### Q 8 子どもに食物アレルギーがありますが、対応してもらえますか？

A 8 保育所では、医師の指示のもとで保護者との連携を保ち集団給食の範囲の中で除去食対応等を行っております。対応内容については、保育所により異なる場合があります。詳しくは各保育所にお問合せください。

なお、市立保育所（奥沢、銭函、手宮、赤岩、最上の各保育所）では、かかりつけの医師が記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（医療機関で文書作成料がかかります。）を年1回提出していただき、その指示内容にそった対応をいたします。

### Q 9 市外に引っ越す予定ですが、転出後も小樽市の保育所等を利用したい場合、手続きが必要ですか？

A 9 転出後も小樽市の保育所等の利用を希望される場合、必ず転出する前にこども育成課に御相談ください。

小樽市と転出先の市町村で協議を行います。協議の結果、利用できない場合もあります。

### Q 10 災害時の対応はどのようになっていますか？

A 10 原則、保育所等で待機しますが、災害の状況によっては決められた避難場所に避難します。保育所等との連絡を密に行い、出来る限り早くお迎えにきてください。

## 利用者支援専門員（保育・子育てコンシェルジュ）

### ① 利用者支援専門員（保育コンシェルジュ）

保育所、認定こども園、幼稚園、一時預かりなどそれぞれの希望に応じた保育サービスの情報提供を行います。

### ② 利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）

子育てに関する様々な相談に応じ、情報提供やアドバイスを行います。また、必要に応じ、専門機関を紹介します。

### ■よくある御質問

- ・小樽市にはどんな保育所や幼稚園があるの？
- ・認定こども園とはどんな施設なの？
- ・仕事を探している段階でも、保育所は申し込めるの？
- ・育児休業中だけど、いつから保育所に入所できるの？
- ・一時的に子どもを預けてリフレッシュしたい。どこか預かってくれるところはあるの？
- ・子育てに関する日常的な悩み
- ・子どもの発達状況について心配・・・など

電話や窓口での面談により相談を行っています。

なお、窓口での面談は事前予約のある方を優先させていただきます。

受付時間：平日 午前9時30分～午後4時 ☎：32-4111

【保育所等の関係】内線304

【その他子育て全般】内線378

相談窓口：小樽市役所別館4階 【保育所等の関係】こども育成課窓口

【子育て全般】こども福祉課窓口

